平成２１年（フ）第１１７５号
千葉市稲毛区長沼町260番地10　モアステージ稲毛204号
債務者　和田　英明
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１７８号
千葉市花見川区花見川１番12棟201号
債務者　畔柳　弘美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０２号
千葉市中央区道場南１丁目４番２号　道南コーポ108号
債務者　鈴木　弘
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１２号
千葉県八千代市勝田台７丁目15番地11
債務者　犬井　早苗
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２１８号
千葉県浦安市富岡１丁目20番４号
債務者　岩崎　環
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２２２号
千葉県八千代市八千代台東５丁目24番５号
債務者　鈴木幸四郎
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４６号
千葉市中央区都町1280番地２
債務者　金山　貞治
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４７号
千葉市中央区都町1280番地２
債務者　金山　房子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８１号
千葉県船橋市習志野台４丁目48番18号　菊池ハイツ201号
債務者　船津　諄子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１６０８号
神戸市長田区西山町３丁目３番12号ワコーレ西山506号、従前の住所神戸市西区樫野台５丁目３番地
債務者　青木　城司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４０号
神戸市中央区北本町通６丁目１番22―1111号
債務者　田中奈津代
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５８号
兵庫県三田市宮脇129番地25
債務者　大江富志雄
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５９号
神戸市北区西大池２丁目６番211―501号
債務者　壺井　由美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６０号
神戸市北区鈴蘭台東町５丁目７番23号
債務者　神野　和子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７２号
神戸市北区東大池１丁目21番10号
債務者　辻　　匡
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７５号
神戸市須磨区竜が台２丁目２番地12号棟504、住民票上の住所神戸市垂水区福田３丁目３番７―302号
債務者　毎日新聞垂水中央こと　永野　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７６号
神戸市須磨区竜が台２丁目２番地12号棟504、住民票上の住所神戸市垂水区福田３丁目３番７―302号
債務者　永野　京子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６７７号
神戸市兵庫区浜中町２丁目17番１―502号
債務者　瀬古　英勝
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部